

了鳥取県公報

平成13年4月1日(日) 号外第48号

每週火:金曜日発行

_	\ _
目	次

告 示 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の

> 告 示

鳥取県告示第239号

昭和50年鳥取県告示第527号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の 店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

平成13年4月1日

鳥取県知事 片 山

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第106 条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代 理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥 取県収納代理郵便官署の名称等を次のとおり告示する。

1~3 略

4 鳥取県収納代理郵便官署

名 称	位	置	取 扱 事 務
鳥取中央郵便局	鳥取市勇	東品治町	個人事業税及び自動車 税並びに県営住宅の家 賃の収納(自動払込み の取扱いに関する省令
広島貯金事務センター	広島市東 一丁目	巨区光町	(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。)の事務

鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)第 106条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指 定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名 称等を次のとおり告示する。

1~3 略

4 略

2	平成13年 4 月1日	日曜日	馬	拟	県	公	¥仅	(号外 <i>)</i> 弗48号